

准認証アーキビスト審査細則

令和5年10月5日

国立公文書館長決定

(趣旨)

第1条 この細則は、准認証アーキビスト審査規則(令和5年10月5日国立公文書館長決定。以下「審査規則」という。)に基づき、詳細な事項を定めるものとする。

(知識・技能等)

第2条 審査規則第3条第1号の「大学院修士課程の科目」とは、認証アーキビスト審査細則(令和2年6月3日国立公文書館長決定。以下「認証審査細則」という。)第2条第1項に定める科目とする。

2 審査規則第3条第1号の「関係機関の研修」とは、認証審査細則第2条第2項に定める研修とする。

(認定の要件に係る提出書類)

第3条 審査規則第3条第1号の認定要件に該当するとして申請する者は、審査規則第5条第1項第1号及び第3号、第4号又は第5号の書類を提出するものとする。

2 審査規則第3条第2号の認定要件に該当するとして申請する者は、審査規則第5条第1項第2号の書類を提出するものとする。

(認定番号)

第4条 審査規則第8条の「認定番号」は、「JCA-A〇〇〇〇(西暦)〇〇〇(通し番号)」とする。

(その他)

第5条 この細則に定めるもののほか、アーキビスト認証委員会の審査等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、令和5年10月5日から施行する。